

第 33 回接続委員会 議事概要

日 時 平成 27 年 3 月 24 日（火） 10:00～11:00
場 所 総務省 10 階 共用会議室 2
参加者 接続委員会 相田主査、酒井主査代理、佐藤委員、
関口委員、藤原委員、山下委員
事務局 吉田電気通信事業部長、吉田事業政策課長、
(総務省) 竹村料金サービス課長、片桐料金サービス課企画官
大澤料金サービス課課長補佐、
清重料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- ①・ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実績原価方式に基づく平成 27 年度の接続料の改定等）
- ・ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成 27 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定）
 - ・ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成 27 年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定）
- 総務省から資料説明が行われた後、報告書（案）について、調査・検討が行われた。
- その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。
- ② 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成 27 年度の接続料等の改定）
- 総務省から資料説明が行われた後、報告書（案）について、調査・検討が行われた。
- その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。

【主な発言等】

- ①・ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実績原価方式に基づく平成27年度の接続料の改定等）
 - ・ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成27年度の加入光ファイバに係る接続料の改定）
 - ・ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成27年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定）について（電気通信事業部会への報告書（案））

○佐藤委員

接続料を見るときには、コストの変化とトラヒックの変化が重要な要素となるため、ドライカップや加入光ファイバについて、トラヒックに関するデータを教えてほしい。特に、加入光ファイバについては、NTT東西の予測値と実績値との乖離状況についても教えてほしい。

○事務局

全体的な傾向としては、ドライカップについては需要が減少している一方で、加入光ファイバについては需要が伸びている。平成25年度の加入光ファイバの需要については、予測値と実績値との間にほとんど乖離はなく、具体的には、NTT東日本において▲0.1%、NTT西日本において▲1.8%程度の乖離状況となっている。

○酒井主査代理

乖離額が発生した要因は何か。

○事務局

平成27年度の加入光ファイバ接続料算定に際して乖離額が発生した主な要因は、需要よりもむしろ費用の予測値と実績値の乖離にある。具体的には、接続料原価の構成要素のうち自己資本費用について、平成25年実績値が予測値よりも増加している。これは、自己資本費用を算定する際の自己資本利益率が従来用いていた値と比較して上昇していることに起因するもの。具体的な自己資本利益率を申し上げると、平成26年度接続料算定時には2.65%であったものが、平成27年度接続料算定時には3.41%に増加している。したがって、今回発生した乖離額は、主に自己資本利益率の上昇に起因するものといえる。

○酒井主査代理

自己資本利益率が上昇したのは、景気がよくなっているためという理解でよい
か。

○事務局

御認識のとおり。接続料算定に用いる自己資本利益率の算定に当たっては、主
要企業の自己資本利益率を用いており、これが上昇すれば、接続料の算定に用い
られる自己資本利益率も上昇することになる。

○山下委員

P C B廃棄物の処理単価見直しに伴う特別損失の計上は、平成26年度で完了し
たとのことであるが、今後、追加の特別損失が発生する可能性はあるのか。追加
の特別損失が発生する場合、その要因は「保管のための費用」が上昇するためと
いう理解でよろしいか。

○事務局

資料1の40ページにあるとおり、従来の方法ではP C B廃棄物を処理しきれな
いということから、平成22年度に処理方法が変更され、これに伴い処理単価も変
更となったことが、今回、平成25年度に特別損失を計上した原因となっている。
御質問いただいた点については、「保管のための費用」よりもむしろ「処理単価」
が上昇するということになれば、特別損失として追加計上する場合や、営業費用
の中で追加的に引当金として計上する場合が生ずるかもしれない。少なくとも、
平成25年度に影響したのは「処理単価の見直し」である。なお、平成25年度及び
26年度で平成22年度の処理単価の見直しに伴う特損計上はN T T東西ともに完了
しているとのことである。

○関口委員

P C B廃棄物の処理単価見直しに伴う特別損失の計上については、当初、処理
方法が定まらない中で処理単価を1,724円に設定していたものの、具体的に処理を
しようとしたところ、10倍以上も処理単価が高くなってしまったという経緯があ
る。実際の処理については、北海道などではまだ立ち上がったばかりで、今後処
理が進んでいくものであり、本件については、電気通信事業者が主体的に何かを
するものではなく、廃棄物が処理されるのを待つのみという状況である。

○関口委員

資料4別添2における意見1に対するN T T東西の再意見として、ソフトバン
クが設定する接続料について情報を一切開示してもらえないため、ソフトバンク
に対してもう少し接続料に関する情報の開示を求めるという趣旨の再意見が示さ

れている。考え方としては、一般論として接続料水準に係る協議においては、経営上の秘密にも配慮しつつ、双方において必要な情報提供を行うことが望ましいとされているが、あまり事業者間の協議が進まないようであれば、何らかの形で協議が円滑に進むような働きかけを行うこともあっていいのではないかと。

○事務局

この点については、総務省としては、既に策定・公表している事業者間協議に関するガイドラインに基づいて、事業者間の協議が円滑に進むようにやっていきたいと思っている。

○相田主査

資料4別添2における意見2について、ソフトバンクがアンバンドルを求めている優先制御機能は、注視すべき機能になっているのか。

○事務局

現時点では、ソフトバンクとNTT東西との間で、正式な接続に関する申込みの前段の処理が行われており、アンバンドルの3要件（①具体的な要望があること、②技術的に可能であること、③過度な経済的負担がないことに留意すること）に該当するかどうかを総務省としても見極めた上で、3要件を満たすものであれば、情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」（平成26年12月18日）に記載されているとおり、接続料規則を改正することによりアンバンドル機能を拡充する方向で進めていくことになると考えている。

○相田主査

報告書（案）において、「所得税法等の一部を改正する法律案」等が成立・施行し、これを踏まえて接続料が再算定された場合には、接続約款の変更を認可することが適当としている一方で、審査結果は全ての項目について「適」になっているが、この点については、法律案が成立・施行すると、審査結果が「適」でなくなってしまうため、接続料の再算定が必要となるという理解でよろしいか。

○事務局

御認識のとおり。

○相田主査

光屋内配線の工事費について、これは配管の有無で工事費を別に設定したほうが良いということを行っているわけではないのか。作業時間が3倍も違うのであれば、配管がある場合とない場合とで別々の工事費を設定する方が意味自然のような気がするがいかがか。

○事務局

今回NTT東西から出された申請では、光屋内配線の工事費は配管の有無によって別々に設定されていない。今回の申請内容は、光屋内配線工事に係る作業時間を再計測してみた結果、全体として作業時間が短縮していることが分かったので、工事費を引き下げるというものである。

○相田主査

これらの3つの案件については、資料2、3及び4の報告書（案）のとおり、平成27年3月31日の電気通信事業部会に報告することとしたい。

② 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成26年度の接続料等の改定）について（電気通信事業部会への報告書（案））

○相田主査

本件については、資料5の報告書（案）のとおり、平成27年3月31日の電気通信事業部会に報告することとしたい。

以上